

練馬区地域福祉・福祉のまちづくり総合計画推進委員会
令和元年度 第 3 回 権利擁護部会

- 1 日 時 令和元年 11 月 20 日（水）午前 9 時 30 分～11 時 00 分
- 2 場 所 練馬区役所 7 階 防災センター
- 3 出席者 【委員】
飯村部会員、遠藤部会員、上山部会員、石川部会員、金子部会員、
横井部会員、饒田部会員、酒井部会員、河島部会員、（以上 9 名）
【区出席者】
福祉部管理課長、生活福祉課長、高齢者支援課長、障害者施策推進課長、
保健予防課長、地域福祉計画担当係長、地域福祉係長
- 4 公開の可否 公開
- 5 傍聴者 1 名
- 6 議題
 - (1) 開会
 - (2) 練馬区地域福祉計画（素案）について
 - (3) 今後のスケジュールについて
 - (4) その他
 - (5) 閉会

部会長 練馬区地域福祉・福祉のまちづくり総合計画の第 3 回権利擁護部会を開催させていただきたいと思います。はじめに事務局から出席状況、会議の公開などについてご報告をお願いしたいと思います。

事務局 本日部会員の皆様全員の方に出席していただいております。本日の会議は公開となっております。会議の議事録につきましては区のホームページに掲載する予定です。記録がまとまり次第、部会員の皆様にお送りしますので確認をお願いします。

部会長 続きまして事務局の職員に異動がおりという事で、初めてご出席の方がいらっしゃいます。ご挨拶よろしくお願ひいたします。

高齢者支援課長（挨拶）

部会長 ありがとうございます。では本日の議題に入る前に、配付資料につきまして事務局から説明をお願いします。

事務局（資料の確認）

部会長 早速でございますけれど、次第の 2 番に移らせていただきます。今までご討議いただいたものが計画にまとまっていると思いますので、こちらの計画に基づきまして事務局からご説明をいただきたいと思ひます。

地域福祉計画担当係長 それでは資料 1 により、練馬区地域福祉計画の素案について説明させていただきます。これまでの部会では、計画に盛り込むべき権利擁護に関する施策の方向性についてご意見をいただきました。今回は皆様から頂いたご意見なども踏まえて施策を取りまとめました。本日はその概要をご説明させていただきます。

まずは、目次をご覧ください。本計画の構成は、第 1 章に「計画の目指すもの」、第 2 章に「5 年間の施策内容」、第 3 章に「計画の推進のために」、加えて資料編と、これまでの計画と同様の構成としております。

次に 1 ページ第 1 章をご覧ください。1 番の基本理念は、文章をより分かりやすくするため、多少表現を変更しております。2 番の計画目標は、計画表紙のサブタイトルに合わせ「ともに支え合う ずっと住みたいやさしいまち」に変更しております。

次に、2 ページから始まる 4 番の「施策と取組項目」をご覧ください。まず、全体的な変更点としては、これまでは、施策の 5 番に「福祉サービスを利用しやすい環境をつくる」がりましたが、施策の 2 番に入れ替えております。入れ替えた理由としては、施策 1 で地域福祉に関する地域住民等による課題解決というものと、施策 2 に入れ替えた行政サービスによる課題解決、これらを課題解決の時系列に合わせて順序を変更しております。また、各施策の取組項目に掲載している事業については、今までの計画と同様に目標値を設定しております。その他、各施策には「その他の取組項目」を加えております。なお、資料の中に新規という記載があるのは、この計画に新たに掲載する事業という意味です。

このページで、簡単に各施策をご紹介させていただきます。まず施策の 1 番「区民との協働と地域の支え合いを推進する」では、地域の福祉力を支える担い手を応援、区民との協働で気軽に立ち寄れる場づくり、地域課題を自ら解決する力を引き出す、こういったものに取り組みます。新たに掲載した事業としては、練馬こどもカフェの開設、街かどケアカフェの充実、地域おこしプロジェクトの充実を入れております。

次に施策の 2 番「福祉サービスを利用しやすい環境をつくる」では、包括的な支援の推進、質の高い福祉サービスの提供、災害時の要支援者対策の推進、こういったものに取り組みます。新たに掲載した事業としては、関係機関の連携強化、ひきこもり・8050 問題への支援の充実、住まい確保支援の実施を入れております。

施策の 3 番については、ハード部分に関するバリアフリーの取組を掲載し、ユニバーサルデザインに配慮したまちづくりを進めます。取組としては、鉄道駅や周辺のバリアフリーの充実、公共施設のユニバーサルデザインの推進、誰もが安心して使える気軽に行ける身近な民間施設を増やす、新たに掲載した事業としては、福祉のまちづくり推進条例施設整備マニュアルの改訂を入れております。

施策の 4 番については、バリアフリーに関するソフトの取組を掲載し、多様な人の社会参加に対する理解を促進します。取組としては、学び合いで個性を伸ばし感性を育む、利用しやすい情報や案内で安心・快適な生活を支える、やさしいまちづくりの取組を広げる、こういったものを掲載しております。

施策の 5 番については、こちらの部会での担当となりますので、この後ご説明させていただきます。次の計画の位置付けについては、大きな変更はございません。第 1 章については以上です。

地域福祉係長 続きまして、第 2 章の 5 年間の施策内容のうち、この部会の検討事項であります、施策 5 「権利擁護が必要な方への支援体制を整備する」について説明をさせていただきます。

43 ページをご覧ください。施策 5 「権利擁護が必要な方への支援体制を整備する」と

ということで、こちらの資料は第 1 回の権利擁護部会で検討材料としてお示した資料に、皆さまから頂いた意見等を踏まえまして、肉付けして作成したものになっております。

5 年間の目標ですが、こちらは以前お示したものと内容は大きく変更しておりません。現状と課題につきましては、の 1 つ目に、「平成 28 年 5 月、成年後見制度利用促進法が施行され、制度の利用促進を図るため、成年後見制度利用促進基本計画を作成することが区市町村の努力義務とされました。」という一文を追加しております。

44 ページをご覧ください。このページ以降で、第 1 回の部会でお示した資料から追加した点としまして、主な事業ごとに 5 年後の目標を設定しております。また、区民の方にとっては分かりにくいと思われる用語や内容については、コラムや用語説明を加えて内容を理解しやすくしました。

では、取組項目 1 から見ていきたいと思えます。まず、「成年後見制度の利用を支援する」ということで、(1)の「制度利用促進の中核となる機関の設置」です。こちらの変更点としましては、2 段落目のところで、社会福祉協議会権利擁護センター「ほっとサポートねりま」が、すでに推進機関として活動している点を加えて、今後は中核機関として体制を強化して運営をしていくことを加えました。目標については、中核機関を来年度設置することとしております。コラムにつきましては中核機関の運営主体となる権利擁護センターの紹介をしております。

次のページをお願いします。(2)「地域で連携して支えるネットワークの構築」についてです。こちらについて変更はございません。目標につきましては、現在実施しております、ねりま地域ネットワーク会議については継続、検討支援会議については、来年度圏域ごとに実施をするという目標を設定しました。図表につきましては、練馬区の権利擁護支援の連携体制のイメージ図を追加しました。

次のページをお願いします。(3)「成年後見制度の周知・啓発」です。本文は変更ございません。5 年後の目標としましては、成年後見制度の認知度と、関係職員の研修を実施していくことを設定しました。コラムにつきましては、「成年後見制度はどんな人が利用するの?」ということで、まだあまり成年後見制度をご存じない方向けに、制度の概要と具体例を記載してイメージしやすくしました。

次のページをお願いします。取組項目 2「法人後見や市民後見人等の活用を推進する」についてです。まず、社会貢献型後見人という言い方をこれまでしていたのですが、市民後見人という言い方に変更しております。社会貢献型後見人だと言いつらいということもありますし、全国的には市民後見人が使われておりますので、今後、市民後見人という言い方にしていきたいと考えております。

(1)の「社協等による法人後見の実施」について、本文の変更はございません。5 年後の目標につきましては、社協による法人後見を来年度から開始することを掲載しました。下の用語説明については、法人後見について説明したものです。

48 ページをお願いします。(2)「市民後見人の養成と支援」についてです。こちらも本文について変更はございません。5 年後の目標としましては、市民後見人の養成研修終了者数と市民後見人の受任件数を設定しました。用語説明としては市民後見人を加えております。

次に(3)「親族後見人等の支援」についてです。前回は、(2)「市民後見人の養成と支

援」の中に含めて記載していたのですが、皆様からも親族後見人へのサポートを進める必要があるというご意見をいただきましたので、「市民後見人の養成と支援」とは分けて、「親族後見人等の支援」ということで一事業、別枠で追加しました。内容につきましては、大きな変更はございません。目標としては相談支援を引き続き実施していくということで設定いたしました。

続いて 49 ページ、取組項目 3「権利擁護に関連する支援事業を充実する」(1)「地域福祉権利擁護等の実施」です。こちらについては、3 段落目、成年後見の利用に至る前の支援策について検討中としていたところに、現在も実施しております財産保全・手続き代行サービスの実施という内容を加えております。5 年後の目標としては、地域福祉擁護事業の利用者数と財産保全・手続き代行サービスの利用者数を設定しました。

50 ページをお願いします。(2)「生前の安否確認と死後の費用補償」についてです。こちらも 2 段落目のところ、「葬儀や家財の処分に係る生前契約に要する費用の一部を補助する事業を充実します。」という部分ですが、「検討中」の記載を削除しまして、事業を充実していく方向で考えております。5 年後の目標としましては、高齢者在宅生活あんしん事業の登録者数の設定と葬儀・家財処分生前契約費用補助の実施を充実していくことを設定しました。コラムにつきましては、地域福祉権利擁護事業の内容説明と事例を入れて、分かりやすくしました。

51 ページをお願いします。その他の取組項目ということで、こちらは主な取組項目のほかに、成年後見の利用を促進する事業を追加しました。成年後見制度に関する講演会・勉強会、専門相談・法律相談、成年後見人等に対する報酬助成、この 3 つを追加させていただきました。内容の説明は以上です。

本日お示ししましたのは、素案の案の段階の内容となっております。今後、調整等によりまして変更になる箇所がありますので、その点ご承知おきいただけたらと思います。以上でございます。

部会長 ありがとうございます。全体の地域福祉計画の中で、この部会で議論いただいた部分が施策 5 で重点的にまとまっている、というご説明だったかと思います。施策 5 の中でも細かい部分がありますけれど、説明がありましたようにこれからブラッシュアップしていくといことでもありますので、是非今日の機会に皆様からお気づきの点など、ご要望ご意見いただけたらと思います。ご意見、今のご説明に対するご質問いかがでしょうか。

副部会長 ちょっと教えていただきたいのですが、取組項目 3 地域福祉権利擁護事業についてなんですが、多分、正式名称が日常生活自立支援事業だと思うのですが、この用語をこの公式の文章で使う、しかもコラム付きですね、それはわかった上での意図なのですか。

管理課長 地域福祉権利擁護事業というのは、基本的には東京都からの委託事業で、国の方は、今おっしゃったとおりの事業名なのですが、区として皆さんにお示ししているものがこちらの事業ということでしたので、このまま使わせていただけたらと思っています。

部会長 全国的にはこれは旧の事業名になるのですが、全国的には東京を含め、47 都道府県の 2、3 県という感じかと思いますが、まだ、この名称にいろんな意味で愛

着ですとか、ここが大事なんだと使っている都道府県はなくはないということで。わかりにくいかもしれませんが。他いかがでしょうか。

部会員 45 ページの図ですが、権利擁護支援の連携体制という説明だと権利擁護支援連携体制はすごく大きい。区民の権利擁護を支援する体制のイメージは成年後見制度だけでなくちょっと違うと思うのです。この図だと、それこそ後見制度をどう利用していくか、中核機関が真ん中にあるという図になっていますので、進めている社協側からすると連携体制のネットワークに近い図であって、権利擁護の支援体制というのであれば、もうちょっと幅広い区民の力も借りた体制でやらないといけないので、図がちょっと違うかなと。それであれば、成年後見制度をどのように促進していくかという図とネットワークを両方載せられるといいかなと思っております。社協としても、中核機関としてどうやって成年後見制度利用促進のネットワークを組んで進めていくかという図を一生懸命検討しているので、一緒に考えていけたらと思っています。それが 1 点。

それと市民後見人という名称になったことで、先ほどの地域福祉権利擁護事業という名称と同じですが、市民後見人という用語が突然出てきているので、説明が 48 ページにあります。社会貢献型後見人と以前は言っていたとか、何か説明があった方がいいかと思いました。それと同時に、地域福祉権利擁護事業という名称も、私はやっぱり日常生活自立支援事業だと思います。他県から越してきた方が迷うというか、無いのですかと聞かれることがあるので、そこを加えていただきたいと思いました。これが 2 点目。

3 点目ですが、51 ページにあります他の事業に関しては目標が掲げているのですが、この事業は目標をどのように考えたらいいのかと思いました。以上です。

部会長 ありがとうございます。事務局からお答えを。

管理課長 45 ページの図ですけれども、必ずしも成年後見制度だけではなくて、中核機関と書いてありますけど、成年後見に移る方も必要ない方もいるのではないかと思います。全体の中で、中核機関として成年後見制度が必要かどうかだけではないというところも含めて、中核機関、弁護士さんの方々と連携してやりたいという図を示したつもりです。今の話も聞きながら考えますけれども、図を 2 つ載せるのはいかがかなと思っておりますので、精査させていただけたらと思います。

それと市民後見人のところです。今まで社会貢献型後見人で親しまれていた方もいらっしゃるだろうと思っております。そこはちょっと用語説明の中で加えるかどうかも含めて検討させてください。それと地権（地域福祉権利擁護事業）の名前ですけれど、どうしようかなと思ったところがあるのですけれど、練馬の中ではずっと地権という名称だったものですから、市民後見人以上に浸透しているのかなと思います。今のご意見も踏まえて、検討させていただきたいと思いますが、計画については基本的には地域福祉権利擁護事業とし、次期計画で権利擁護そのものを今後どうやっていくかが大きくなっていくので、一つ検討課題にさせていただきたいと思います。

それから 51 ページの事業目標についてです。これについては、それぞれ講演会・勉強会を実施とか提供となっていますので、数字上では表しづらいのかなということと、他の事業も充実となっていますが、それについては大きなもの、小さなもの、その他の取組と分けています。基本的には今事業になっているものについては継続実施が基本と思っています。ただ、一番下の報酬助成については、助成そのものは継続したいのです

けれど、中身については色々なご意見があると思っていますので、そこは計画とは別に助成制度そのものの考え方について検討できればいいなと思っています。その他の項目については、すべての目標設定をしていませんけれど、それぞれ継続の形での目標設定をしていきたいと思っています。

部会長 ありがとうございます。是非ご検討をお願いします。

一部会員として、私の個人的意見を言わせていただくと、最初の 45 ページの図ですけれど、意図はいろいろ伺ったのですが、基本はやっぱり成年後見制度を支援するというこの取組項目の中にあるようなことも踏まえて、ご検討いただいた方が区民にとっては分かりやすいかと思いました。

あと、事業名称ですけれど、東京都は結構、国の意向とは違う独自のものを作るということもこれまであったのですが、区民の方が混乱しないような注釈程度は付けてもいいかと思いました。名称を変えた時に、経緯や議論もあったのですが、利用者の方にも誤解のない形で作っていただけるといいかと思いました。

他いかがでしょうか。

部会員 45 ページの図についてですけれど、むしろビジュアル的なところで、パッと見た時に我々専門職が外から助言しているような感じに見えるんですね。他のプレイヤーは黒地に白抜きで書かれていますよね。それと同じように検討支援会議もそうするのか、地域関係機関の記載のようにその下に例えば弁護士、社会福祉士と書くとか、練馬区と中核機関、地域関係機関のところだけ丸で囲ってありますよね。こうしてしまうと、ここは一体なんだけど、他は外側に見えますよね。いろんなネットワーク図を見ると、確かに似たような形で掲載されているものが多々あって、それを参考に作られているからこういった形になっていると思うのですが、もっと地域連携ネットワーク、要は全部のプレイヤーが等しくってというか、そちらに近い図で考えていただけたらと。恐らく機能的に書いたからこのような支援とか、助言とか、矢印も中途半端に書かれていますので、網羅している訳でもないし、家裁との関係で申立後はどうなるんだ、とかですね。いろんなことがあるので、もう少しその辺りも他の委員の方から出た意見も踏まえて、この図案をご検討いただければと思いました。

部会長 ありがとうございます。大変貴重な、重要なご指摘だと思いますので、今の段階で事務局から何かあればお願いします。

管理課長 今おっしゃったとおり、他の区市町村の計画や、国の計画を参考にして図表を作ったところになります。先ほどもお話したとおり、成年後見制度だけでないことも踏まえて作らせていただいたところになります。今回、成年後見制度の利用を支援する中でも、(2)の検討支援会議については大変重要だと認識していますので、その辺りがよくわかる形になるように検討させてください。

部会長 ありがとうございます。このネットワークのところが一番の目玉というか、重要な部分かと思っていますので、その辺りでご検討いただけるということで、ありがとうございました。他、いかがでしょうか。

部会員 ネットワークにつきまして、関係機関はたくさんあるのですが、早期発見で地域包括支援センターにつなげる民生委員が素案の中で 8 ページだけしか書いてないのです。ここに盛り込むかは別として、早期発見のところでは何らかの形で民生委員が関わっ

て繋げられるという部分がどうなのかなと、専門機関しか書かれていないので気になりました。

部会長 ありがとうございます。いかがですか。

管理課長 地域の関係機関で括ってしまい、「等」になってしまったので、分かりづかったかと思っています。私たちも日頃から一番身近なところで課題を捉えて繋いでいただけると重要なポストだと思っていますし、それがなくなかなか上がってこないと十分認識しています。そういった意味で地域の関係機関というところを含め、書き方について検討させてください。

部会長 ありがとうございます。位置取りをどこにするか、意外と難しいところであると思うのですが、地域福祉計画が決して専門機関とか専門職だけがこの計画の重要なアクターではないという話だと思います。むしろ非常に地域住民に近いところでいろんな形をキャッチして、早期発見とおっしゃったのですけれど、ここは大事な役割かなと思いますので、その辺りも事務局の方も考えていただけるとかと思います。

部会員 以前もお話したのですけれど、うちの会でも高齢化しているということもありまして、成年後見は何回も勉強会を開いて皆さん勉強するのですけれど、いざとなったら親が元気な内は使わなくていいと、親の健康に不安が出てきたら始めようかなという感じですが、そこで申立てをしたら後戻りできないというか、一旦、始めたらやめられないということで、そこでやっぱり考えてしまうということは結構多いと思います。これからは必要なので、どんどん勉強会を開いて、詰めていかなければいけないかなと思っています。それで質問なのですけれど、50 ページのところには安否確認と死後の補償とあるのですが、高齢者在宅生活あんしん事業登録者数 1,700 人となっていて、この登録はどこでなされているのでしょうか。

部会長 制度の概略も含めて話していただくとありがたいです。

高齢者支援課長 高齢者在宅生活あんしん事業は、在宅で暮らしている方を支援する目的で、具体的には一人暮らしの高齢者ですとか、高齢者のみ世帯でお住まいの方にいくつメニューを用意してご利用いただくよう案内しています。一つは緊急通報システムで、家の中に小型の機械を電話線とつけてもらうのですけれど、大きい発信ボタンがあって何かあった時にボタンを押すと 24 時間のコールセンターにつながって、付属のスピーカーから呼びかけがあり、そこで返事がなければ駆けつけてくれるシステムです。他には、定期的なボランティアによる見回りがあります。先ほどの機械の話ですと、人感センサーで人が動いていないとコールセンターにつながるというシステムもあります。一部有料のものもありますが、このような事業を地域包括支援センターで受付けています。今、希望者が 1,700 人前後であり、高齢者も増えるので、もう少し増やしていきたいと考えているところです。

管理課長 あと 1 点補足させていただきますと、今は高齢者に対してのみの支援となっております。これから障害の方等も含めて検討を進めたいと思っています。ただ、今やっているのが高齢者のみなので、この書込みに関しては高齢者と限定して書いていますけど、高齢者に限らず必要な方はいますので、どうやったら制度を活用できるのか検討したいと思っています。また、障害者については身体障害者の方については緊急通報システムもあるのですけれど、知的障害者の方とか、そういう方々に対するものを持

っていないくて、そういう方々が一人暮らしをしたいというご要望も承っているところです。今の制度をどうやって活用するかについては、ここでは詳しく盛り込めませんが、区として考えていきたいと思っております。

部会長 ありがとうございます。この地域福祉計画の全体の考え方がそういった従来は縦割りというか、対象者別になっていたものをどう横に繋いでいくのか、総合的に進めていくのかという基本的な理念や方向性がありますので、今の質問は重要なところかなと思います。これから将来、全体的な調整をしていくとご理解いただければと思います。他はいかがでしょう。

部会員 以前、この会議の時に障害の方の支援について明確に盛り込んでいただければという話があったかと思うのですが、誰にでもという中に含まれるのかもしれませんが、やはりどちらかというが高齢の方が中心のような感じを受けるので、障害の方についても分かりやすい形で盛り込まれるといいのかなと読んで思いました。

部会長 事務局の方いかがでしょう。

管理課長 46 ページの成年後見制度の周知・啓発というところに書いてあります。対象者について高齢と障害の方を比べると高齢の方が多く、見え方としては高齢の方が多く書き方に見えますけれど、私たちとしても地域での生活というところで、障害者の方々がどうやって安心して暮らしていけるか考えると、成年後見制度や地権などを活用しながらということが重要だと思います。例えば、講演会や地域に出向いて行う相談会みたいなものも積極的に行っていければと思っておりますし、そういった中で障害者の方により分かりやすくお伝えできたらいいなと思っております。また、障害だけでなく、障害高齢者という、そういう方も増えていますので、安心して暮らせるような啓発をしていきたいと思っております。団体さんと、どういうやり方がその方にとっていいのかとか、団体に対してはどのようなアプローチがいいのか、具体的に話を聞かせていただきながら進めていけたらと思っております。

部会長 46 ページの部分も、本文下から 2 行目の部分に地域包括だけが書かれているので、こういうところも障害者を担当される職員の方への周知などは非常に大切かなと思います。工夫ができる範囲の中で検討いただければと思います。

副部会長 今ご指摘のあった文章ですが、地域包括支援センター等の職員が市民後見人養成研修の一部を職員が受講する」というのは、日本語の文章としてちょっと変ですよ。これを直した方がいいのではないかと思ったのと、47 ページの法人後見の用語説明のところ、これで果たして届くかなという部分もあって、責任の明確化であるとか、意思決定が遅れる可能性があるとか、メリット・デメリットを匂わすような表現も入っているのかなと思ったのですが、もし可能であればよろしく願います。

管理課長 法人後見の用語説明については少し分かりやすく、見た方がわかるような形で、今の先生の話も踏まえて検討させてください。確かに 46 ページはちょっと日本語として如何なものかと思っております。今日は、素案の案としてお示しさせていただいております。今のようにならぬご指摘を受けながら、日本語としてどうなのかなというところも含めて、ブラッシュアップをかけているところです。先ほど担当も言いましたけど、これがそのまま素案にするのは難しいかなって思っております、幾つか修正がかかると思っておりますので、ご了承いただけたらと思っております。

ついでに申しますと、今、計画でこういったものが背景にあってなぜ作るのか、という部分がないとなかなか難しいのではないかというご意見もいただいているところです。そういったところで、第 1 章の 5 番を最初に持ってきた方がいいのではないかというご意見をいただいているので、今日の皆様のご意見を踏まえながらブラッシュアップしていきたいと思っていますところです。

部会長 私も一つだけ申し上げたいことがあります。44 ページの部分です。ほっとサポートねりまのところでも分かりやすく書いていただいていると思うのですが、冒頭の 1 行目のこの事業は、高齢者や障害のある方全員を対象にはしていないので、やっぱり判断能力が不十分であったり、認知症とか限定で書いた方がいいかという気がいたしました。ご検討いただければと思います。

委員の皆様からご意見や気がついたことはおありでしょうか。字句修正や気がつかれたことは、事務局の方にご連絡でもよろしいですね。次のスケジュールで、それも含めてご説明いただけるということでありますので、次第の 3 番に進みたいと思います。今後のスケジュールということで資料 2 が用意されているかと思しますので、事務局からご説明の方、宜しくをお願いします。

地域福祉係長 資料 2 の今後のスケジュールについて説明させていただきます。12 月 6 日に練馬区議会の保健福祉委員会で、計画の素案についての報告をいたします。11 日には計画の素案の公表ということでねりま区報に掲載しまして、パブリックコメントをいただくということで広く区民の皆様からご意見伺うということになります。12 月 11 日から 1 月 17 日までを予定しております。年が明けまして、2 月の中旬には練馬区地域福祉・福祉のまちづくり推進委員会で素案から案になったものの検討を行います。3 月になりますと、練馬区議会の方で計画の案についての報告を行います。そして 3 月末には計画を策定する予定となっております。スケジュールについては以上です。

委員の皆様のご意見につきましては、このパブリックコメントを行う間、1 月 17 日までにご意見をいただけますと、案のところでも反映させていただきますので、どうぞよろしく願いいたします。

部会長 ありがとうございます。ということで少し修正や意見反映のチャンスはあるということですが、何かスケジュールについてご質問、確認しておきたいことがあれば伺いたいですけれども、パブリックコメントはどういう方法で行う予定ですか。

管理課長 パブリックコメントですが、12 月 11 日に公表ということで区報掲載させていただきます。ホームページ上に素案を掲載し、ご意見をいただく形になります。なかなかホームページ上で見るのが難しいという方もいらっしゃるということも含め、計画そのものについては、例えば区役所であるとか、障害者の施設など、置ける所には置きたいと思っておりますので、もしホームページ上で見れない、難しいということがあれば、こちらにお話しいただければ、紙ベースでお渡ししたいと思っております。また、各団体のところにも計画を立てることをご説明させていただき、ご意見があれば伺いますので、よろしくをお願いします。

部会長 ホームページは便利ではあるんですけど、なかなかアクセスできない方もいらっしゃるし、特にこの事業に関係するご本人や家族は、なかなかそこで意見を言えるかという非常に難しい場面もあるかと思しますので、是非その辺りはパーフェク

トな方法はなかなか無いかと思えますけれど、せっかくの機会でありますから、関係団体などを通じて幅広く、ご意見いただくようにご検討いただけたらと思えます。

副部長 12月6日に保健福祉委員会で素案が報告されて、この権利擁護部会が素案に触れるのは11日しかないのですか。

管理課長 6日に議会にお示ししますので、外向けにはそこから公開というか、議会の資料として出ますので、公開はできると思えますけれど、皆さんに見える形となると12月11日以降という形になります。

副部長 もうちょっと早くならないかなと思って。せっかく関わったのですから、完成形を公表前に目にするのができないかなという、お願いなのですが。

部長 区議会に提案された後であれば、例えば委員にこういう形で出しましたというようなこと、あるいは準備の段階でお示しいただくとか、最終的にこうなりましたというのはできませんかね。

管理課長 12月6日に向けてギリギリまでブラッシュアップしますので、そこまで決定がどこになるかというのがありますけれど、皆様には素案になった段階で、12月6日以降になろうかと思えますが、個別に郵送させていただくということでもよろしいですか。

副部長 逆に保健福祉委員会で修正を求められて、修正する可能性もあるわけですよ。

管理課長 議会も含めて1月17日までが意見反映の期間になりますので、6日に公表させていただき、次の1月17日のパブリックコメントの締切までが有効になります。ただ、なかなか全部が反映できるかというところがありますけど、広く区民の方から、それから区議会からお伺いして進めていきたいと思っております。

副部長 せめて施策5のところだけでも構わないので、送っていただけるとありがたいです。よろしくお願いします。

部長 今日もいろんな意見いただきましたので、是非この辺りは委員の意見も反映して、最終的にこういう形にまとめたということでご連絡いただけたらありがたいと思っております。

では、次第「その他」ということで、現行計画の取組状況でございます。こちらのご説明をお願いします。

地域福祉係長 その他としまして、参考資料「現行計画の取組状況」について事前に配付させていただきました。こちらの詳しい説明は割愛させていただきますが、現行計画5年間のうち4年が過ぎておりますので、その部分についての取組状況の内容評価と来年度以降の取組の方向性について、まとめたものになっております。

権利擁護に関する部分としては、資料の最後のページの施策4の部分「サービスを利用しやすい環境を作る」の取組項目4の44番・45番・46番となっております。令和2年度以降の取組の方向性として、「充実」ということで、今までの取組状況も踏まえて先ほど説明しました素案の方にも内容を反映させて作成したところです。内容につきましてはお目通しいただけたらと思えます。

部長 こちらの部会に関わることを重点的にご説明いただきましたけど、何かご質問、確認しておきたい点はおありでしょうか。なかなか細くて読みにくいと思えますけど、かなり総合計画になると体系的でいろんな事項が盛り込まれているので。

部会員 45 番の社会貢献型は今度名前変わるんですよね。養成研修修了者数が 10 年間で 43 人になっていますが、これは 1 年平均 4 人くらいということですかね。

管理課長 こちらについては、社協さんをお願いしてやっていたところですので、今お話のあったように凸凹はありますけれど、平均するとそういう数になります。

部会員 かなり難しいということですかね。

部会員 難しいと言ったら難しいかもしれませんが、当初は、説明会に 50 人くらい来て多かったのです。だんだん成年後見制度が浸透していくにつれて、単に自分が知識を得るだけのものではないと、周知してきたこともあると思うのです。業務の内容が一人の方の命をずっと見守っていくということが分かってきて、そういう意味では中身が周知されて来て良かったかなと。あと、登録している人たち自身のライフスタイルも変わってきていて、登録をやめる方も出てきて、現在この人数が登録されていると捉えていただければと思います。

部会長 養成研修の一部は、区民の方に公開されている部分もありますけれど、かなり少人数で密度の高い研修が練馬区ではなされていると思いますので、本当に時間も熱意もかなり高い方でないと続けていくのも難しいことと、この研修は成年後見人になっていくということでもありますので、成年後見制度そのものをどう捉えるかというのは非常に難しいところですけども、他者の財産的なもの、それから身上保護を含めてやっぱり大きな責任を伴うということもあります。広く浅くいろんな人を増やしていくだけではないという部分は確かにあるかなと思います。人数が出てきますと、10 年間でと思う方がもちろんいらっしゃるかと思いますけど、状況はそんなところです。

他はよろしいでしょうか。では、本日ご用意いただいております案件は以上となります。この会合は本日が最後となりますので、全体的に何か言い残したことでとか、前の議題でもちょっと言っておきたいことがあれば、是非お伺いしたいと思います。

部会員 計画の段階では、かなり煮詰まっているんじゃないかと思います。今後実行していく段階で、中核機関のことが一番気になるところですね。中核機関はほんとサポートねりまが中心となってやっていくということですけど、どんな具合なのか。実際始まって支障が出てくると問題ではないかと思うのです。大丈夫だとは思いますが、例えばスタッフの数とか、あるいは 4 つの圏域で事例検討を進めていくとか、概略でも分かればお示しいただければと思います。

管理課長 中核機関というと、国の言っている中核機関という形で定めますけれど、練馬区については今までほんとサポートさんがこれに近い形でやっていたっていて、地盤ができていくということは、すごく力強く思っております。その中で中核機関に求められているものとして、相談や支援、周知啓発になろうかと思っております。人数については体制強化をしてみたいと思いますが、予算のこともございまして、何人と申し上げられないのですが、基本的に体制強化をしていきたい、複数人配置をしていきたいと考えているところです。今 9 人の職員が権利擁護センターとして関わっていらっしゃいますが、それを上回る人数を配置したいと思っています。

先ほど言った検討支援会議、こちらについては生活圈域、福祉事務所ごとに練馬には 4 つありますけれど、今回については試行実施という形で 1 箇所だけやってきました。来年度以降については、圏域の考え方もございまして、まずは東西 1 つずつで進め

ていきたいと思っております。やっていく中で、やはり検討支援会議の重要性、必要性が皆さんに伝わり、いろんな意味で生活圏域ごとに必要となれば4つという想定もありますけれど、来年度について今の段階では2圏域で進めてまいりたいと思います。やりながらご本人にとって一番いい方法、利用者にとってもネットワークの構築にとっても良い方法を考えながら、進めてまいりたいと思っております。

部会長 73万人の人口もございますので、4つで十分かというとなかなかそうは言い切れないところもあろうかと思っております。これは皆さまのご協力あってのことで、ここからどう育てていくかという問題でもあると思っております。

部会員 施策2の災害時要援護者についてですが、実際現場でやってみますと、登録した方に電話をかけますと皆さん拒否されて登録されていても出てくれない。また携帯電話を登録しているのですが、今度は個人情報はどこで入手したのかと、自分や家族が登録していることを忘れてしまっていることがあるのです。それとマンションだと、マンション名を書いていただけない、マンションのポストに表札を出していただけないということが現実にあるのです。基本的なところで表札を出してくれないと本当にその方かどうかわからない、苦労している現実もあるということで、災害時要援護者名簿についても、明記の仕方をここで提案させていただきます。

管理課長 24ページに今のお話について書いてあります。避難行動要支援者の安否確認体制の強化のところで、災害時要支援者対策の推進の取組項目の一つになっております。昨年度は避難行動要支援者名簿という形で名簿を更新させていただき、名簿登録者、自動登録の方々の他に、日頃からの関係づくりが重要だろうということで、外部提供していいよという方も登録しております。個人情報の関係もありますので、全部が全部出せるわけではないので、まず、同意を取らせていただいて、同意のあった方について外部提供させていただいたところです。民生委員の方々にも協力していただき、名簿も持っただけ、その名簿の方々を安否確認していただくという仕組みを作ったということになります。

安否確認する方法についても、しにくさがあるというのも課題だと考えております。登録していただく方に対しても、こうすれば安否確認しやすいという意見をいただいて、先日訓練を実施したことも踏まえて、反映させていけるかなと思っております。こちらの安否確認体制については、警察や消防の方以外に、地域の方、防災会の方、民生委員の方に名簿を持っただけ、日頃の付き合いの中から、当日安否確認が必要な方について確認いただくのがこのシステムになっております。

同じ人に何人も何人も確認に行くのがどうなのかというお話もあったのですが、災害時ですので必ずしも安否確認に行く方が被災してないというわけではないと思っております。ですので、今回名簿をもっていただく方にとっては大変なのかもしれませんが、安否確認する方を見落とすことがないように、重層的なシステムを作らせていただいたところであります。システムを去年から作らせていただいたところでございますので、これからまた持っただいた方、登録していただいた方々と一緒にお話しながら、更にもっといいものにしていきたいと思っております。台風とか、震災以外にも被害が想定されるものも出てまいりましたので、そういったところをどうするかということも含めて、今後も考えていきたいと思っております。ただ、この計画のところには細かく載

せられませんので、また進めてまいりたいと思います。

部会員 私が申し上げたいのは、民生委員はそれなりにお顔が見える関係になっているのですが、防災会が日曜日に安否確認したところ、防災会の世話役の方が行って、民生委員が来て、包括が来て、いろんな方が来て一体どこがどうなのか、登録者はどこが来ているのかわからない、高齢になるとり理解できないという現状があるのです。それで怒鳴られるということがありましたので、これは防災会がやるにしても、顔が見える関係が出来るまで年月がかかるかなと思いました。

部会長 ありがとうございます。他には。

部会員 法人後見についてなんですけれど、社協による法人後見が令和 2 年度開始となっていますけれど、社協で行われる法人後見についての体制を具体的に伺えたらと思います。ほっとサポートさんでやるのか、社協の中にそういう部門ができるのか、今わかる範囲で教えていただけるとありがたいです。

部会長 中核機関との役割ですとか、それもわかる範囲であればお願いします。

管理課長 先ほど言ったように法人後見をするためにはいろんな情報を得たり、いろんなところと関係しながらやっていくこともあります。今、社協さんとも協議をさせていただいているところもございます。基本的には、権利擁護センターの中で法人後見もしていただくという形になるかと思います。関わる人が複数、換算上は一人かもしれませんが、関わる人としては複数という体制になろうかと思います。基本的には権利擁護センターの中で共にと考えています。先ほど話しましたが、現在 9 人の職員が権利擁護センターの中にいらっしゃいます。それを上回る体制強化をしていただいて、法人後見や地域福祉権利擁護事業の充実、中核機関の運営も含めてやっていただくようなことを考えているところです。

部会員 ありがとうございます。先ほど地域福祉権利擁護事業の充実とありましたので、それも充実しながら法人後見も始めるとなると、かなり体制的に厳しんじゃないかなという感覚があるので、是非手厚くしていただけるといいのではないかと思います。

管理課長 地権については、利用をお待ちになっている方もいらっしゃるという現状もございます。そういった中で、成年後見制度として充実もしていかなくはないというところも含めて考えていきたいと思います。ただ、なかなか今の段階で、法人後見は一体何件なのかという想定が決まっていないので、これを来年度この人数でとなってもそれを一生変えないということはありません。そこはやはり権利擁護センターの中で事業を運営して行って、困ったことがあれば、練馬区としてもきちんと受けたいと思います。そういう中での体制強化は引き続きになるのかと思っておりますので、ご理解いただけたらと思います。

部会長 計画にも増員と入れていただいておりますので、是非この辺りは引き続き、皆様の方のご協力なくしてこれはいかないと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。他はよろしいでしょうか。

副部会長 今、話に出た中核機関ですけど、国が想定している色々な機能があるかと思うのですが、目標が設置とあるので、どの機能を持った中核機関が設置されるのか、その辺のイメージは練馬区にはあるのでしょうか。

管理課長 中核機関が実施する内容ということで、今まで権利擁護センターでやってき

たこともあるのですけれど、広報、相談、後見人支援、それから成年後見制度利用促進、この4つを中心に考えています。

部会長 ありがとうございます。他はよろしいでしょうか。

では最後に副部会長から一言ご挨拶をお願いいたします。

副部会長 色々皆様にご迷惑をおかけしたかもしれませんが、この短い時間で果たしてどれだけ役に立つことができたのか、甚だ不安ではありますけれども、もう走り出してしまうものだと思いますので、是非この練馬区と中核機関との協働、これだけはやっぱり絵に描いた餅にさせていただきたくないなという気持ちがあります。やっぱり中核機関設置されたから丸投げなんではなくて、やっぱり協働と謳う以上はそれなりに責任も発生するものだと思いますので、そこを十分ご理解いただいて進めていただければと思います。

先ほどもありましたけど、私たち専門職もそれなりに準備を整えて、協力できることは協力していこうと体制は整えております。練馬区内においても、練馬区担当の三士会という形で色々協議させていただいております。できればパブリックコメントを一つ出していきたいという思いでおりますので、それをご参考にしていただければと思います。よろしくをお願いします。

部会長 ありがとうございます。皆様お忙しい中、貴重なご意見をいただきました。今年度の部会は最後となりますけども、計画ができましたのは皆様のご協力のおかげということで、深く感謝を申し上げたいと思います。

先程来、複数の先生方からご指摘がありましたとおり、計画は作って終わりという話ではありませんので、これからがまさに本番という話になります。とりわけ、今回、地域福祉計画という全体の中に権利擁護、成年後見という話が入ったということが一つ大事なポイントかと思っております。地域住民の方とともに、そして専門職の方と、どうこの制度をこれから大事に育てていくか、というところかと思っておりますので、そういう意味で一応定められた権利擁護部会はこれで終了となりますけれど、ぜひ今後も闊達なご意見、今、副部会長からパブリックコメントを出されるとのお話がありましたが、大変歓迎すべきことかと思えます。皆様も関係団体ですとか、個人でもパブリックコメントに出して、パブコメはやることに意義があるのではなく、そこで出された意見をどう本番の案に盛り込んでより良い計画にしていくかというところもありますので、それを含めてご協力をお願いしたいと思います。

管理課長 事務局を代表しまして一言お礼させていただければと思います。皆さま、貴重なお時間いただきまして、そして闊達なご意見いただきまして、このように素案の案という形ではございますけれど、まとめさせていただきました。本当にご協力ありがとうございます。

今お話がありましたけど、これがスタートと思っております。今までの計画の継続も含めまして、これからどのようにしていくのがいいのかが重要になっていきますので、また皆さまからご意見をいただけたらと思っております。計画を作って関係が切れるということではございませんので、ぜひ皆さまと協力しながらやっていきたいと思っております。また、お力貸していただければと思います。どうもありがとうございました。